

可搬式マイボトル対応型給水機製造等業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和4年5月27日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村上 裕之

1 業務の概要

(1) 業務名

可搬式マイボトル対応型給水機製造等業務

(2) 業務内容

別紙「可搬式マイボトル対応型給水機製造等業務基本仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から80日間

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は2,140,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

(5) 事業担当課

広島市水道局企画総務課（広報広聴係）

〒730-0011 広島市中区基町9番32号（広島市水道局基町庁舎8階）

電話 082-511-6808

FAX 082-221-5320

電子メール w-soumu@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

手続き等の詳細については、「可搬式マイボトル対応型給水機製造等業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）」のとおり。

3 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」または「30-05 催事・展示」に登録されている者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 広島市内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

4 プロポーザル説明書等の交付方法

広島市水道局のホームページ (<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和4年度案件」のリンク先からダウンロードできる。

ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により配付する。

(1) 配付期間

公示日から令和4年6月6日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（広島市の休日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）

(2) 配付場所

前記1(5)に同じ。

5 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和4年6月6日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（広島市の休日を除く。）

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(4) 参加資格確認結果の通知

公募型プロポーザル参加資格確認申請書の受理、審査後、参加申請者に速やかに書面にて通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公示日から令和4年6月6日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（広島市の休日を除く。）

イ 受付場所

前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法

質問書に記入の上、持参、電子メール又はFAXで提出すること。

なお、質問書の様式については、プロポーザル説明書のとおり。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内（広島市の休日は含まない。）に質問者に直接回答する。また、前記1(5)の事業担当課において、令和4年6月13日（月）までの広島市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで閲覧に供するとともに、広島市水道局のホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和4年6月13日（月）午後5時まで

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）

なお、いずれの方法によっても提出期限までに必着のこと。

8 審査

(1) 審査方法

企画提案書の審査は、可搬式マイボトル対応型給水機製造等業務プロポーザル審査委員会において、公平、公正及び客観的に審査・評価を行う。

(2) 審査基準

「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に書面にて通知する。

9 その他

(1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 次に掲げる企画提案書は無効とする。

ア 本件公示に示した参加に必要な資格を有しない者の企画提案書

イ 参加資格確認申請書、添付書類及び企画提案書等に虚偽の記載をした者又はその他不正の行為をした者の企画提案書

ウ 企画提案書の提出に関する条件に違反した者の企画提案書

(3) その他、詳細はプロポーザル説明書による。